

「中野区再犯防止推進計画（素案）」に係る意見交換会における主な意見と
区の見解・回答の概要

1. 全般的な事項に関するもの

番号	意見	区の見解・回答
1	出所者や保護司が対応している人など、計画（素案）でいう「支援を必要とする人」を区は把握することができるのか。また、当事者であることを申し出ないと支援につながらないのか。	出所者や保護観察となった人の情報が区に伝達される仕組みはない。当事者であることの申し出の有無に関わらず、誰もが孤立することなく、必要となる支援が受けられる地域社会を形成していくことが重要と考えている。
2	刑期満了の場合、保護司の支援がなく、厳しい状況に置かれる出所者がいる。計画策定にあたって、当事者の声を聞いているか。また、取組を進めるにあたって、当事者の声を聞いてほしい。	当事者の声は直接伺っていないが、関係機関や更正保護施設、更正保護関係団体からのヒアリング、相談等にあたる区の関連部署との情報交換等を行ってきた。今後、機会を捉えて当事者の声を聞いていく。
3	「支援を必要とする人」に対しては、保健福祉など区のサービスだけでなく、様々な支援が必要であることを視野にいった取組を進めてほしい。	当事者が抱える就労や住居、教育など様々な課題について、適切な支援につながるよう、国や東京都、更正保護施設、更正保護関係団体等と連携・協力しながら取組を進める。
4	区内の団体が犯罪をした人を受け入れて活動し、ボランティアの一員として頑張るようになった事例もある。こうした団体の活動にも目を向けて取組んでほしい。	計画（素案）では、「保護司など更正保護ボランティアへの支援」等をあげているが、地域の様々な団体と連携・協力しながら取組を進める。
5	犯罪をした人の支援については、支援する人と人とのつながりが大切であり、行政ができることは限られると思うが、計画を策定して区を取組を明確にすることはいいことだと思う。	地域の様々な団体と連携・協力し、支援する人たちのつながりを大切にしながら取組を進める。

2. 計画の基本的な考え方について

番号	意見	区の見解・回答
1	計画の位置づけの図にある「専門機関」に保護司は入るのか。	「専門機関」は国の関係機関や更正保護施設等である。保護司など更正保護ボランティア等を連携の主体として明記する。 【別紙2 素案から案への変更点参照】

3. 目指すべき将来像と基本方針・重点課題について

番号	意見	区の見解・回答
1	計画(素案)の将来像や基本方針などを読んでも、具体的に何をすることが見えない。	計画(素案)では、将来像と将来像実現のための基本方針・重点課題を定め、これらに基づく主な取組を示している。この計画に基づき、具体的な取組を進めていくことになる。

4. 重点課題ごとの主な取組について

(1) 重点課題1「地域で安定した生活を営む ～就労・住居の確保等」

番号	意見	区の見解・回答
1	刑期満了の場合、保護司の支援もなく、就職先や住居を探すことはとても難しい。こうした人たちを誰が、どう支援するかが課題である。	刑期を終えた出所者への支援を一層の充実するため、国の計画では、就労について、矯正施設、更正保護施設、保護観察所、ハローワーク等の連携による一貫した支援対策の充実を図るとしている。また、住居の確保については、矯正施設在所中の生活環境調整や更正保護施設等一時的な居場所の充実、住居提供者への継続的な支援の実施などをあげている。区は、こうした国の一貫した支援と連携し、役割分担しながら、適切な支援が行えるよう取組を進めていく。
2	出所したばかりで身元保証人がいない人等が賃貸住宅を借りるための家賃保証や入居後の支援などの仕組を計画に盛り込むことは難しいのか。	
3	刑期を終えた人が、住居や仕事を確保し、社会で自信をもって生きられるよう、例えば、出所者が取組みやすい仕事を提供して、収益があげられるよう支援する仕組などは考えられないか。	
4	国の「刑務所出所者等総合的就労支援対策」や「更正保護就労支援事業」などの対象とならない一般の就労が難しい人たちへの支援が必要である。地域包括ケア推進の一環として取組を進めてほしい。	国や東京都、更正保護施設、更正保護関係団体等と連携・協力しながら、適切な支援が行えるよう取組を進めていく。
5	就労や住居の確保については、これまでも区が保護司や更正保護施設と連携して支援してきた事例がある。今後は、計画に基づき、これまで以上に区と保護司と関係機関等とが連携を図った支援ができると考えている。	計画に基づき、より効果的な支援が行えるよう、保護司、国の関係機関や更正保護施設などとの連携を強化しながら取組を進めていく。

番号	意見	区の見解・回答
6	刑期を終えた出所者が就労や住居を確保できずに厳しい状況にあることを知らない人が多い。理解を広める取組には協力をしたい。	計画（素案）の第4章の「重点課題4」では「理解を促進する取組」をあげている。国の関係機関、更正保護関連団体のほか、様々な地域の団体と連携・協力しながら広く理解を得るための取組を進めていく。

(2) 重点課題2「誰もが安心して自分らしく、すこやかに暮らす ～保健医療・福祉サービスの利用の促進及び支援等」

番号	意見	区の見解・回答
1	「(1) 犯罪をした者等が抱える複雑な課題に配慮した支援」で、検察庁、矯正施設や保護観察所等が主催する処遇会議などに参加するのは誰か。	処遇会議などに参加し、情報提供等を行うことが関係する区職員等の責務であることがわかるよう修正する。 【別紙2 素案から案への変更点参照】
2	地域の関係機関のほか、保護司や民生児童委員などが連携・協力して支援を行うには、こうした人たちと犯罪をした人たちとが交流し、顔の見える関係をつくる場が必要と考えるが、計画には取組が示されていない。	犯罪をした人と支援に関わる人たちの顔の見える関係づくりは必要と考えるが、犯罪をした本人や家族の意向の尊重、プライバシーや人権への配慮などが必要となる。具体的な取組事例等の情報収集を行いながら検討していく。

(3) 重点課題4「支援を必要とする人を孤立させることなく、地域で立ち直りを支える ～民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等」

番号	意見	区の見解・回答
1	犯罪をした人たちと顔の見える関係がつけられる場を設け、区内の大学生に関わってもらい交流してはどうか。	具体的な事例や取組について情報収集等を行いながら検討していく。